

数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度変更等の 届出に関する提出要領(令和6年度用)

数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度実施要綱(以下、「実施要綱」とする。)第四条に基づき、認定及び選定(以下、「認定等」とする。)を受けた教育プログラムを変更又は廃止した場合に文部科学大臣に届け出る様式等については、本要領によるものとします。

1. 変更・廃止の届出

原則として変更・廃止の発生後、当該年度内に提出してください。

変更の届出を行う場合、届出フォームに記載の上、提出が必要な様式及び参考資料について、2.

変更届(5)提出様式にしたがって、電子媒体にて提出してください。

廃止の場合は届出フォームでの登録のみとなり、様式の提出は不要です。

変更・廃止申請フォーム URL: <https://forms.office.com/r/cVZkX6KgWc>

2. 変更届

(1)届出要件

数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度により認定等された教育プログラムについて、プログラム名、修了要件、科目及びその他、実施要綱第二条第一項及び第三条の要件に関わる内容等について申請時から変更が生じた場合は、提出受付期間内に届け出てください。ただし、軽微な変更は除きます。(届出が必要な変更については別紙をご参照ください。また、文部科学省ホームページに掲載しているQ&A(概要編)7. 各種変更・廃止についても併せてご参照ください。)

(2)応用基礎レベルの教育プログラムの変更について

① 学部・学科単位の教育プログラムから大学等単位の教育プログラムへの変更の場合、原則として、大学等単位の教育プログラムとして、新たに申請をしてください。その際は、学部・学科単位の教育プログラムの廃止届は不要です。

(プログラムの対象の拡大とみなし、併存しない)

② 大学等単位の教育プログラムから学部・学科単位の教育プログラムへの変更の場合、原則として、大学等単位の教育プログラムは廃止となります。学部・学科単位の教育プログラムとして、新たに申請をしてください。また、併せて大学等単位の教育プログラムの廃止届を提出してください。

③ 認定を受けている学部・学科以外の他学部・他学科において教育プログラム実施の実績ができた場合、実績ができた学部・学科ごとに学部・学科単位の教育プログラムとして、新たに申請をし

てください。(ただし、全ての学部・学科において教育プログラムが実施される場合は、大学等単位で申請をしてください。)

(3) 学部・学科の新設や統廃合の場合

①リテラシーレベル・応用基礎レベル(大学等単位)

(ア) 既に認定を受けているプログラムの修了要件が「学部・学科によって相違しない」かつ、新設学部・学科においても全学と修了要件が同じ場合、変更届の提出は不要です。修了要件が異なる場合は、新設学部・学科の修了要件等を別シートに記載の上、変更届を提出してください。

(イ) 学部・学科の新設により全学開講ではなくなった場合、廃止届を提出してください。

②応用基礎レベル(学部・学科単位)

(ア) 当該学部・学科が統廃合する場合で、当該学部・学科全体に対する開講ではなくなった場合、廃止届を提出してください。

(イ) (ア)に当てはまらない場合、個別に判断しますので、情報教育推進第一係までご連絡ください。

(4) 数理・データサイエンス・AI 教育モデルカリキュラム改訂(令和6年2月)に伴う変更について

届出が必要な変更については、別紙に準じます。改訂版モデルカリキュラムの教育内容を追加したことにより、別紙「1. 変更届の提出が必要な変更」が生じた場合は、変更届を提出してください。

①リテラシーレベルの場合

本提出要領のとおり、届け出てください。

②応用基礎レベルの場合

(ア) 令和6年度に届出を行う場合

本提出要領のとおり、届け出てください。

(イ) 令和7年度以降に届出を行う場合(予告)

改訂版モデルカリキュラムに準ずる様式(令和7年3月公開予定)により作成のうえ、提出していただく予定です。令和6年度までに応用基礎レベルに認定された、または、認定される大学等については、変更届の提出時には、モデルカリキュラムの3-5「生成」の内容を含んでいることは、要件となりませんが、積極的に教育プログラムに取り入れることを推奨します。

(5) 届出フォーム

フォームへの入力における記載要領は以下のとおりとなります。

1. どちらの届出ですか。

・「変更届」を選択してください。

2. 学校名

・届出時点の学則に記載されている名称を記載してください。

3. 大学等の設置者

- ・学校教育法第2条に基づき、届出時点の設置者名を記載してください。

(記載例:国立大学法人〇〇、学校法人〇〇)

4. 設置形態

- ・「国立大学」、「公立大学」、「私立大学」、「公立短期大学」、「私立短期大学」、「高等専門学校」から選択してください。

5. 所在地

- ・届出時点の本部の所在地(都道府県名及び市区町村名)を記載してください。

6. プログラム名

- ・認定等されたプログラム名を記載してください。変更があった場合は、15. 変更内容にも記載してください。

7. 対象区分

- ・記載している教育プログラムにおいて、1つ選択してください。

8. 実施学部

- ・応用基礎レベルの学部・学科単位の教育プログラムにおいて、実施している学部・学科を記載してください。

9. 認定等年度

- ・認定等通知書に記載の年度を記載してください。

10. プログラムを改善・進化させるための体制(委員会・組織等)

- ・届出時点におけるプログラムについて不断の改善を図るための委員会・組織等の名称を記載してください。

11. 教育プログラム概要の公表 URL

- ・届出時点における教育プログラムの概要等を公開している URL を記載してください。

12. プログラムの自己点検・評価を行う体制(委員会・組織等)

- ・届出時点におけるプログラムについて適切な視点・項目に基づいた自己点検・評価、外部評価等を定期的実施している委員会・組織等の名称を記載してください。

13. 教育プログラムの自己点検・評価結果の公表 URL

- ・届出時点における自己点検・評価の結果や不断の改善・進化に向けた取組について、公開している URL を記載してください。

14. プログラムを構成している授業科目について

- ・リテラシーレベル又は応用基礎レベルの大学等単位の教育プログラムの場合は、「全学部・学科に開講されている」を応用基礎レベルの学部・学科単位の教育プログラムの場合は「学部・学科に開講されている」を確認の上、チェックをしてください。

15. 変更内容(①変更事項)

- ・変更が生じる具体的な項目(教育プログラムの名称・授業科目・修了要件・教育プログラム概要の公表 URL・自己点検・評価結果の公表 URL)を記載してください。(届出が必要な変更については別紙をご参照ください。)
- ・変更事項が複数ある場合は事項別に番号を付すなど、分かりやすく記載願います(以下16～19も同様)

16.17. 変更内容(②変更前、③変更後)

- ・変更前、変更後の内容を記載してください。

18. 変更内容(④変更年月日)

- ・変更した年月日を記載してください。

19. 変更内容(⑤変更理由)

- ・変更理由を簡潔に記載してください。

20. ～23. 連絡先(①所属部署名、②担当者名、③E-mail ④電話番号)

- ・可能な限り E-mail はグループアドレス等を記載してください。

24. 変更内容は HP に反映されていますか。

- ・確認の上、チェックをしてください。

(6) 提出様式

①教育プログラムの名称変更

変更届出フォームでの登録のみとなり、様式の提出は不要です。

②プログラムを構成する授業科目・修了要件の変更

(ア) 変更後の申請様式(Excel 形式)

申請書の記載要領等を確認の上、申請時に提出したものに変更後の内容を赤字見え消しにて記載してください。内容に変更が生じた部分の様式のみ、提出してください。

(イ) 変更後のシラバス等(PDF 形式)

変更するプログラムにおいて、構成する授業科目の内容がわかる資料を提出してください。また、申請様式に記載の科目順に並べ、1つの PDF ファイルにして提出してください。プログラムを構成する科目において単位互換等を実施している場合、協定書等を該当の科目の後に添付して提出してください。

(ウ) 変更後のプログラムが全学部等に開講されていることがわかる資料(PDF 形式)

全学部・学科において(応用基礎レベルの学部・学科単位の場合は、認定を受けている学部・学科において)、構成している授業科目が設置されていることがわかる資料を提出してください。

(エ) 取組概要(PowerPoint 形式 1ページ以内)

申請時に提出した取組概要を届出時点の内容にリバイスしてください。(取組例として当省で使用することがありますので、公表してもよいものとしてください。)

(オ) 結合したファイル一式(PDF形式)

必要書類を順番に並べて1つのファイルにまとめてください。1つにまとめたPDF形式のファイルには、1ページ目から最後のページまで、必ず通し番号を中央下部に付してください。また、提出する届出書類一式は、申請書と同様、提出前に貴学のHPにおいて公表してください。

③公表URL(教育プログラム概要、自己点検・評価結果)の変更

変更届出フォームでの登録のみとなり、様式の提出は不要です。

(7)提出受付期間：毎年度9月1日～3月末日まで

(8)資料提出先

指定のファイルをzip形式にまとめた上で、下記のURLに提出してください。

リテラシーレベル <https://mext.ent.box.com/f/11d0022728e941048e3d9fed9b8fb4c3>

応用基礎レベル <https://mext.ent.box.com/f/aaf22853062c4e6887c1c9b5912c9d46>

(指定ファイル)

(ア)「01_大学名・高専名_変更後の申請様式」(Excel形式)

(イ)「02_大学名・高専名_変更後のシラバス等」(PDF形式)

(ウ)「03_大学名・高専名_変更後のプログラムが全学部等が開講されていることがわかる資料」
(PDF形式)

(エ)「04_大学名・高専名_取組概要」(PowerPoint形式 1ページ以内)

(オ)「05_大学名・高専名_一式」(PDF形式)

提出時のファイル名は、提出日と学校名(2024年9月1日提出の場合は「240901_(大学名・高専名)変更届.zip」)としてください。

3. 廃止届

(1)届出要件

プログラムの変更により、実施要綱第二条第一項及び第三条の要件を満たさなくなった場合は、速やかにフォームに記載してください。(随時、受け付けます。)

(2)選定された教育プログラムの認定を廃止した場合

認定とともに選定も同時に廃止となります。

(3)届出フォーム

1. どちらの提出ですか。

・「廃止届」を選択してください。

2. 学校名

・届出時点の学則に記載されている名称を記載してください。

3. 大学等の設置者

・学校教育法第2条に基づき、届出時点の設置者名を記載してください。

(記載例:国立大学法人〇〇、学校法人〇〇)

4. 設置形態

・「国立大学」、「公立大学」、「私立大学」、「公立短期大学」、「私立短期大学」、「高等専門学校」から選択してください。

5. 所在地

・届出時点の本部の所在地(都道府県名及び市区町村名)を記載してください。

6. プログラム名

・認定等されたプログラム名を記載してください。変更があった場合は、14. 変更内容にも記載してください。

7. 対象区分

・記載している教育プログラムにおいて、1つ選択してください。

8. 認定等年度

・認定等通知書に記載の年度を記載してください。

9. 廃止年月日

・廃止した年月日を記載してください。

10. 廃止理由

・廃止理由を簡潔に記載してください。

11. ～14. 連絡先(①所属部署名、②担当者名、③E-mail、④電話番号)

・可能な限りE-mailはグループアドレス等を記載してください。

15. HPは変更しましたか。

・確認の上、チェックをしてください。

変更届・廃止届の申請が必要な変更について

1. 変更届の提出が必要な変更

- 教育プログラムの名称変更
- 構成する授業科目の変更(科目名称の変更を含む)
リテラシーレベル:5つの審査項目にかかる授業科目の場合
応用基礎レベル:応用基礎コア I から III にかかる授業科目の場合
- 修了要件の変更(プログラムにおける必須・選択の変更を含む)
- 教育プログラム概要の公表 URL の変更
- 自己点検・評価結果の公表 URL の変更

2. 変更届の提出が必要のない変更

- 大学等名称の変更
- 設置者名の変更
- プログラムに関わる教員の変更
- 入学定員、収容定員の変更
- プログラムの運営責任者の変更
- プログラムを改善・進化させるための体制や自己点検・評価を行う体制の責任者や構成員の変更
- 構成する授業科目の変更(選択項目(オプション)に該当する授業科目にかかる場合のみ)
- 参考資料の変更(シラバス、カリキュラムマップ等)
- HP 上で公表している内容の変更

※変更届の申請が必要のない変更であっても、各大学の HP においては最新の情報を掲載してください。また、上述の変更以外にプログラムに大きな影響を及ぼすと考えられる変更がある場合には個別に相談願います。

3. 廃止届の提出が必要な変更

- リテラシーレベルまたは応用基礎レベル(大学等単位)の教育プログラムが全学開講ではなくなった場合
- 応用基礎レベル(学部・学科単位)の教育プログラムが当該学部・学科全体に対する開講ではなくなった場合
- 5つの審査項目(リテラシーレベル)、3つの基本的要素(応用基礎レベル)に対応する授業科目が修了要件ではなくなった場合
- 当該教育プログラムの名称、当該教育プログラムにおいて身に付けることのできる能力、修了要件、開設される授業科目、授業の方法及び内容並びに実施体制を記載した当該教育プログラムを実施するための計画の策定及び公表を実施しなくなった場合
- 学生に対し当該教育プログラムの履修を促す取組を実施しなくなった場合
- 当該教育プログラムの自己点検・評価の実施及びその評価結果を公表しなくなった場合
- 履修者が以下の場合において、なくなった場合
 - 人文・社会科学分野等の学部・学科がある大学等において、当該分野等の履修者がいない場合
 - 人文・社会科学分野等の学部・学科がない大学等において、2つ以上の専門分野等の履修者がいない場合
- 応用基礎レベルの大学等単位の教育プログラムを学部・学科単位の教育プログラムに変更する場合(別途、応用基礎レベル(学部・学科単位)の申請が必要です)